

感染可能期間内に出勤しているかを確認しましょう

※ 感染可能期間とは：新型コロナウイルス感染症は「発症日」の2日前から感染力があるといわれています。

- 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日
- 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

出勤あり

出勤なし



濃厚接触者に該当する方を確認しましょう

※下記の①の方で②～④のいずれかを満たす場合に濃厚接触者となります。

- ① 発症日の2日前(無症状の方は検査日の2日前)から現在までに接触のあった者
- ② 長時間の接触(車内等含む)があった者
- ③ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護していた者
- ④ 必要な感染予防策(マスク等)なしに1メートル以内で15分以上の接触があった者

該当者あり

該当者なし

濃厚接触者の症状を確認

有症状 |  無症状

従業員の体調管理・注意喚起を継続してください

引き続き感染防止対策を継続して下さい。  
(マスクの着用・手洗いの励行・会食時は会話をしない・ソーシャルディスタンスの確保等)

検査・受診を案内

陽性 |  陰性

検査キット・自費検査で検査

陽性 |  陰性

陽性者として対応

従業員に対して医療機関受診を促し、受診結果の報告を受けてください。

濃厚接触者の従業員には下記自宅待機・健康観察を要請してください

<自宅待機・健康観察期間> (R4年1月28日から待機期間が下記に変更になりました)

陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて7日間(8日目に検査なしで出勤可能)

(例)陽性者との最終接触日が2月1日の場合、健康観察期間は2月8日までとなり、2月9日から出勤可能

<「社会機能を維持するために必要な事業」については、事業所の判断で待機期間が短縮できます>

陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて4日目、5日目に、抗原定性検査キットを用いた事業者による自費検査で、陰性確認後、5日目から解除が可能

(例)陽性者との最終接触日が2月1日の場合 2月5日、6日とも陰性の場合、2月6日から出勤可能

事業者の範囲等は別紙「地域における社会機能の維持のための濃厚接触者の待機期間について」を参照ください。

※解除後も引き続き感染対策は徹底するとともに、10日間が経過するまでは、ご自身で検温など健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等は避けましょう。

<症状がある方> まずは医療機関受診を案内してください。

※ かかりつけ医または奈良県ホームページ内の発熱外来認定医療機関一覧から受診。

<https://www.pref.nara.jp/55615.htm>(奈良県ホームページ)

※受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。



<相談窓口> 奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

電話:0742-27-1132(平日・土日祝 24時間)

※感染急拡大時においては、電話及び受診検査もお待ちいただく場合があります